



第二二八號

昭和十六年二月十九日發行
（毎週一回水曜日發行）

五錢

情 報 局 編 輯

報 遊

月 日 九 十 二

臨時農地等管理令	解說
石炭を節約するには 獨佛關係の近狀	

人口問題をどうする
(下)

任務は神聖なり。責任は極めて重し。一業一務忽せにせず、心魂を傾注して一切の手段を盡くし、之が達成に遺憾なきを期すべし。

露光量違いにより重複撮影

りよ『訓陣戦』

任務は神聖なり。責任は極めて重し。一業一務忽せにせず、心魂を傾注して一切の手段を盡くし、之が達成に遺憾なきを期すべし。

りよ『訓陣戰』

露光量違いにより重複撮影

任務は神聖なり。責任
は極めて重し。一業一
務忽せにせず、心魂を
傾注して一切の手段
を盡くし、之が達成に
遺憾なきを期すべし。

りよ「訓練戦」

週報

農地關係二勅令の解説

臨時農地等管理令	二月八日(土)
臨時農地價格統制令	二月九日(日)
敵の戰意	二月十二日(水)
石炭を節約するには	二月十九日(火)
獨佛關係の近情	二月二十日(水)

銃後へ一前段より一云	二月八日(土)
△大角大將等の殉職を海軍省確認	二月九日(日)
通橋を猛爆	二月十日(月)
△英ルーマニアに國交關係絶を通告	二月十一日(火)
人口問題をどうする	二月十二日(水)
決	二月十三日(木)
△陸軍第二十五回論功行賞(三千七百十一名)	二月十四日(金)
△大角大將等の遺體について南支派遣軍報道部長談發表	二月十五日(土)
△日滿支二元化の交通政策要綱	二月十六日(日)

辛

周

報

二月八日(土)

二月九日(日)

二月十日(月)

二月十一日(火)

二月十二日(水)

二月十三日(木)

二月十四日(金)

二月十五日(土)

二月十六日(日)

農地關係二勅令の解説

二 臨時農地等管理令について

はしがき

あるやう有效適切に利用することが必要である。

農地は農業生産の母體ともいふべきもので、これが農家の生活安定上に密接な關係があることは言ふまでもないが、更に國民生活に須臾も缺くことの出來ない主要食糧の生産源泉であるから、現下の緊迫した國際情勢に即應して、高度國防國家の確立に伴ふ主要食糧等の自給強化を圖るために、國內の農地を確保するとともに、限られた農地における農業生産を、眞に國家の要請に向はし

め農地の濫廢を統制し、放置されたまゝになつてゐる空地の利用を促進するとともに、必要に應じ農地の作付に對する調整を行つて、農業生産特に主要食糧農産物の生産を維持増進するための臨時應急の措置として、國家總動員法第十三條第一項及び第三項の規定に基づき、去る二月一日勅令第百十四號「臨時農地等管理令」が公布され、内地においては同日から、朝鮮、臺灣、樺太及び南洋群島においては二月二十日からそれより施行されるこ

ととなつた。そしてこの施行規則も、内地においては二月一日農林省令第十一號を以て公布されたのである。

本令適用の範囲

本令で管理の對象となるものは、いはゆる「農地等」であるが、その「農地等」とは「食糧農産物等の生産ヲ確保スル爲ニナス農地又ハ耕作ノ目的ニ供スル事ヲ得ル土地」である第一條。しかし一口に農地といつても、種種の疑義を生ずる處があるので、「本令ニ於テ農地トハ耕作ノ目的ニ供セラル土地ヲ謂フ」と明記し(第二條)、地目の如何にはかゝらず、客觀的に見て農耕の用に供されてゐるものを持続するので、いはゆる現状主義の原則を探つてゐるのである。

管理の方法

一、農地濫廢の制限
政府は夙に農地の擴張改良に努めてきたのであるが、

他面において近年農地の濫廢面積が著しく増大しつゝあるのは誠に遺憾とするところである。勿論その原因には時局に緊要な施設のためとか、社會公共の事業のためとか、種々のやむを得ない事情に基づくものも少くないのであらうが、さうでなく單に個人的利益のために熟田良畑を徒然に濫廢に歸させるやうな事例があるとすれば、これは國家的見地から深く戒めることが當然である。そこで本令は、無統制農地濫廢を制限するために次のやうな方法を講じた。

(1) 農地を耕作以外の目的に供せんとする場合

(イ) 農地の所有者、賃借人、永小作人その他權原に基づいて農地を耕作することを得る者、即ち農地の権利者は、その農地を耕作以外の目的に供しようとするとき、その面積五千坪を超える場合原則として地方長官の許可を要することとなつた(第三條、規則第六條)。しかし、その農地の面積が五千坪を超えるときとか、假令五千坪未満であつても當該農地が二府縣以上に亘るときは、特に農林大臣の許可を要する(規則第一條及び第六條)。

(口) 許・可

この場合の許可は「一構の建築物又は同一の事業若くは施設の爲の工作物其の他の設備の用地に供せられる一團の農地」について受けることを要する(規則第三條)。

また許可の決定に際して、許可官廳は事業の重要なものについては、道府縣農地委員會の意見を聽いて慎重を期し、可及的に耕地の潰廢を防止する建前を探ると共に、

潰廢するとしても熟田良畠をなるべく避けさせるとか、必要とする最少限度に止まらしめるとか等條件を附して許可することもあり得る(第三條第二項)。

かくして農地潰廢を認める場合は、極めて制限的でなくはならないから、次のやうな場合は、許可の申請をしても原則として認められないことになつてゐる(規則第三條)。

一、耕作以外の目的に供せんとする事業又は施設が時局に緊要でないとき

二、耕作以外の目的に供することにより附近の農地又

は作物に著しく被害を及ぼす虞れがあるとか、當

該農地の耕作者の生活安定を著るしく害する虞れがあるとき

三、國又は道府縣の助成を受けた改良又は改良せられたもの、又は農地調整法の規定による自作農創設維持事業により創設又は維持せられたものであると

は、特に例外として本令第三條の適用から除外したのである(第四條、規則第五條、第六條)。

一、國又は道府縣が権利者である場合

二、本令の別表に掲げたやうな法令に基づく主務大臣又は地方長官の命令、免許、許可、認可その他の處

分によつてなす工事又は施設のために農地を使用する場合

三、土地收用法その他の法令により農地又はこれに關する権利を收用又は使用した場合において、その收用又は使用的目的に供する場合

四、次に述べる(2)により許可を受けた農地をその目的に供する場合

五、1 その農地の面積が五十坪以下のとき

2 燃烟、切替煙

3 耕地整理その他土地の農業上の利用を増進するため耕作以外の目的に供されるとき

4 土地區割整理を施行したもの又は施行中のもの

5 天災事變その他やむを得ない事由によつて、一時その農地を耕地以外の目的に供しようとする場合において、本令第三條の許可を受ける眼がないとき

(2) 農地を耕作以外の目的に供するために所有權等の権利を取得しようとする場合

潰地とする目的で農地を譲受けるとか、賃借權、地上權その他の権利を取得しても、前述の本令第三條の許可が

する権利を收用又は使用した場合において、その收用又は使用的目的に供する場合

四、次に述べる(2)により許可を受けた農地をその目的に供する場合

得られない場合には、當事者に不測の損害を生じ、契約を解除するとかしないとかと云つて、種々の無用の紛争を起す虞れがある。また許可されなかつた場合に、その農地を徒らに不耕作のまま放置することもあり得る。(イ)そこで、かやうな諸種の弊害を未然に防ぐために、農地を耕作以外の目的に供するため、その農地の所有権、賃借權、地上權その他の権利を取得しようとする者は、その面積五十坪を超えるときは原則として地方長官の許可を要することとし、その面積が五千坪を超えるときは又は假令五千坪未満でもそれが二府縣以上に亘るときは假令五千坪未満でもそれが二府縣以上に亘るときは、原則として農林大臣の許可を要することとなつた(第五條、規則第一條及び第二條)。

(口) 許・可

そして、この場合の許可も前に(1)に述べたと大體同様であるから、こゝに詳説することを略すが、たゞ許可の申請をしても原則として認められない場合に、次の二項が加はつてゐる(規則第七條)。

所有權、賃借權、地上權その他の権利を取得した

後、相當期間内にその農地が一定の目的に供される見込がないとき

(5) 例外規定

右の場合においても前に述べたと同様な理由により特別に例外を認めた第六條、規則第九條。即ち

- 一、國又は道府縣が農地の所有権、賃借権、地上権その他の権利を取得しようとする場合
- 二、本令別表に掲げたやうな法令に基づく主務大臣又は地方長官の命令、免許、許可、認可その他の處分によつてなす工事又は施設のために農地の所有権、賃借権、地上権その他の権利を取得しようとする場合
- 三、土地收用法その他の法令により農地又はこれに關する権利を收用又は使用しようとする場合
- 四、1 面積五十坪以下のとき
2 燒畑、切替畑
- 3 耕地整理その他土地の農業上の利用を増進するため耕作以外の目的に供されるとき

二 耕作の強制

近年、工礦業の發展に伴ひ工場敷地、宅地等として土地

地投機の思惑、農地貸付の嫌忌、農業の薄利性等を直接間接の理由として農地を荒廢させ、また現に農地ではないが、農地として十分利用し得るにもかゝらず、これを空地のまゝに放任してゐるところが相當多い。そこで本令はかやうな休閑地または空地がある場合には、強権を發動して耕作を強制し得る途が拓かれた。

(1) 農地に對する耕作の強制

先づ地方長官は必要ありと認めるときは、道府縣農地委員會または市町村農地委員會をして農地の権利者に對し、その農地を耕作させるやう勧告することが出来るのである(第八條第一項)。こゝにいふ勧告とは、農地の所有者その他の権利者が自ら耕作すべきことを勧めることであつて、この勧告を受けた者は當然自ら進んで耕作することが望ましいのであるが、若しこれを肯んじないとか、その他地方長官が必要と認めたときは、農地の権利者に對し、その農地を地方長官の適當と認める第三者をして耕作させるため賃貸、その他の必要な措置を命ずること

とが出来る(第八條第二項)。この場合の第三者とは、農村にあつては農會、產業組合、農事實行組合、學校、青年團、都市にあつては、この他に空地利用團體等が豫想され得る。

この命令を出すには慎重を期さなければならないから、事案の重要なものについては、地方長官は豫め道府縣農地委員會の意見を聽くことを要することになつてゐる(第十一條)。

次にその使用の條件等については、當事者間で協議して契約を締結するのであるが、若し協議が調はないか、または協議することが出来ないときは地方長官の裁定を俟つこととし、地方長官はこの申請があれば種々の事情を考慮して裁定するが、場合によつては職權を以て裁定することも出来る(第八條第三項、規則第十六條)。

(2) 空地に對する耕作の強制

耕作の目的に供する事を得る土地であつて、しかも一定の用途に供されずに放置されてゐるもの、即ち空地の

(3) 農林大臣との協議又は承認
上述のやうに、農地を耕作以外の目的に供しようとする場合、又はその目的のために取得しようとする場合には(1)及び(2)において特別に例外を設けたのであるが、その場合でも面積が五千坪を超えるときは、可及的に熟田良畑を避け、或ひは不必要に廣大な面積を潰すことを差控へることが必要であるから、かやうな場合には、主務大臣は農林大臣に協議し、その他に在つてはその事項の主務大臣を經て農林大臣の承認を受けなければならぬ(第七條)。たゞし、軍機保護上支障ある事項については協議又は承認を要しない。これ等の點に關しては、各省連絡會議を開いて萬遺憾なく遂行されることになつてゐるから、こゝに詳説することは略する。

場合についても前と同様に耕作の強制が出来る(第八條)。しかし例外として、その土地が法令または法令に基づく處分によつて耕作することが出来ない場合は除外することになつてゐる(規則第十八條)。又何等かの用途に使用されるる土地、例へば現に建物ある宅地等途も耕作を強制するのではない。

三、作付の調整

假りに農地が耕作の目的に供されるとばくへ、國家的見地に立つて不要不急の作物もあり得べく、殊に現下の逼迫した食糧問題の解決のために、いはゆる重點主義によつて國家の最も望んでゐる方へ向けるやうな作付の調整を行ふことが必要となる。そこで、本令は次のやうな方法を講じた。

① 作付の制限又は禁止

農林大臣又は地方長官は必要ありと認めたときは、その農地の権利者に對し、一般的に農作物の種類、地域を

他の事項を指定して作付を制限又は禁止することを得る(第十條第一項)。

そして右の制限又は禁止を命ずる場合は大體、(一)一定の作物を指定して今後絕對に作付をなすことを禁止する場合、(二)一定の作付を指定して今後作付面積を擴張又は減少することを制限する場合等が豫想される。

② 作付の命令

次に地方長官が必要と認めたときは、特定の農地の権利者に對し農作物の種類その他の事項を指定してこれが作付を命ずることを得る(第十條第二項)。この場合の命令は特定の個人に對してなされるから、これによつて損失を蒙るやうなことがあれば國家総動員法第二十七條の規定に基づき補償を受けるが、その額は右の處分によつて通常生ずべき損失の程度において行はれる(第十三條)。以上に述べた作付の調整命令は、その権限有効と雖も慎重を期さなければならないから、事案の重要なもの

二、臨時農地價格統制令について

については、農林大臣が命令する場合は農林計畫委員會、地方長官が命令する場合は、道府縣農會又は經濟更生委員會の意見を聽くこととなつてゐる(第十一條第二項、規則第二十條)。

終りに歸んでは、本令の適用を圓滑にし所期の目的を達成するためには、農地の所有者その他の権利者がそれぞ

れ各自の立場において本令の意圖するところを十分理解され、臣道實踐の一環として、進んで農地の利用を促進し、又農地となし得る場所であれば、假令寸土と雖も有效適切に利用し、食糧問題の逼迫した現下の状態に鑑み、農業原の國土をして遺憾なく國家の要請に副はしめるやう協力されることを切望してやまない。

昭和十六年二月一日から勅令第百九號臨時農地價格統制令が内地(朝鮮、臺灣、樺太及び南洋群島では昭和十六年二月十五日から)に施行されることになり、その施行規則も同日から農林省令第十號により施行せられることになつたのである。

本令は國民の財産として最も重要な地位を占めてゐる農地の價格について統制をなすものであるからその影響する所も大きく、従つてその統制の方法等については

政府としても慎重な考慮を拂ひ無理のないことを期したのであるが、民間においても本令制定の趣旨と内容をよく理解して、違反や紛争などの生じないやうに、そして時局下において農業の重大使命が遺憾なく遂行されるやう期待するものである。

二 制定の趣旨

- 1 機物思想の流行
- 2 低金利政策による土地投資の増加
- 3 一般物價ながんづく農産物價の騰貴
- 4 農家經濟好轉に伴ふ農地購入希望者の増加
- 5 土地賃貸價格の改定、その他地主の土地負擔の輕減
- 6 飯米確保のため採算を度外視した都市居住者の農地購入
- 7 事變に伴ふ軍需工場等の新設擴張
- 8 事變に伴ふ小作爭議の減少
- 9 以上の大要を示す。
- 10 農地價格が農業生産に及ぼす影響

本令制定の經緯

一昨年以來政府は國家總動員法の關係條項を發動し價格等統制令等の勅令を制定公布して價格、運賃、賃金、賃貸料等の全般に亘つて騰貴抑制のための臨時應急的措置を講じてきたのであるが、この中、農業の方面については一昨年十二月に農地の賃貸料に關し小作料統制令が制定公布されたのであるが、農地の價格も小作料統制令と同様に、價格等統制令の一般法に對する特別法といふ關係において、價格等統制令とは別に國家總動員法第十九條に基づき制定されたのである。

最近における農地價格騰貴の傾向

農地の價格は經濟的な原因、政治的な原因、その他いろいろの原因によつて騰貴するのであるが、最近における農地價格騰貴の原因を具體的に取り上げて見ると大體次の如きものであらう。

の七割強を占めてゐるのであつて、農地價格の騰貴は直ちに農家の經濟に影響し、延いては農産物の價格騰貴を促すことになるのである。また農地價格の騰貴は小作料の適正化を阻害することになり、農業生産を増嵩せしめ、從つて農家經濟を壓迫し農業生產力の維持擴充を阻害するといふ甚だ面白くない結果を招來する。

低物價政策への即應及び農業政策に對する考慮

また農地價格の騰貴は全般に亘る物價騰貴の有力な原因となり、低物價政策の遂行上からしても甚だ矛盾したことになる。

以上述べたやうに農業經營を安定ならしめるためにも、低物價政策に即應するためにも、農地價格の不當な騰貴を抑制することは必要なことである。

寫眞週報

第百五十六號

- ◎三年目に開かれた羅一諸駐日中華民國大使兼任
- ◎秦・佛印調停會議進む(グラフ)
- ◎泰・佛印の紛爭調停について(記事)
- ◎石炭へいま億の副員令
數十尺の地底に焦熱と戰ひながら石炭増産に懸命の力を揮ふ労務者達の姿
- ◎紅元節の朝
- ◎雪原に貢穀散開の若人
- ◎第十一回明治神宮國民體育大會冬期大會
- ◎海外通信
- ◎消防に火童のロンドン
- ◎寒風に貢穀散開の若人
- ◎新らしく出發した國民職業指導所(記事)
- ◎常會のベーチ
- ◎常會の手引(上)(記事)
- △まづ家庭内から新體制一大改革(グラフ)
- △時間の上手な便ひ方(記事)
- △常會の文藝、寫眞週報問答その他

二月十九日發行

三、統制の目的物の範囲と意義

第一條において本令の統制せんとする範囲を規定し、第二條においてその價格が統制を受ける農地とは如何なるものかの意義を明らかにしてゐる。

即ち第一條によると本令の統制目的物は農地の價格であるが、この農地とは如何なるものを指すかといふと第二條において「本令ニ於テ農地トハ耕作ノ目的ニ供セラル土地ヲ謂フ」と定義し、いはゆる現状主義を探つたのである。

即ち地租法の地目とは關係なく、たとへ公領上は山林、原野・宅地その他の土地であつても、現に耕作の目的に供されてゐる土地であれば本令において農地として適用を受けることになる。但し第一條において「農地ノ價格ニ關スル統制ハ宅地建物價格統制令第五條第一項及第六條ノ場合ヲ除クノ外」とあつて農地が宅地に供される場合にはその現状が農地であつても、本令の適用を受けな

いで宅地建物等價格統制令の適用を受けることになるのである。

この場合以外に農地がそのままの姿で賣買される場合とか、農地が道路敷地或ひは砂利置場等に供される場合にはこの農地は本令の適用を受けるのである。

四、農地價格統制の方法

(1) 地租法による貨貸價格のある農地の場合

第三條において、「農地ノ價格ハ當該農地ノ地租法ニ依ル賃貸價格ニ農林大臣ノ定ムル率ヲ乗シテ得タル額ヲ超エテ之ヲ契約シ支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ」「農林大臣前項ノ率ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス」とあり、本年一月三十日本令と同時に農林省告示第五十二號を以て全國につき市郡別(北海道に在りては支廳管内別)にこの率が告示された。從つて本令が施行された二月一日以後は告示された率を當該農地の地租法による貨貸價格に乘じた額を超えて契約シ支拂ヒ又は受領することは出來ない。

以上は原則と稱す可きものであつて、この原則を「途に貫くと農地の多様性を無視し農村の實情に副はない惧れがあること、また個々の場合において時に酷に失する場合もあるので、次に述べる例外を設けこの點を是正することにしたのである。

1 一定區域を指定してなす是正

第四條において、「地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケ区域ヲ指定シ前條ノ率ニ代ルベキ率ヲ定ムルコトヲ得」、「地方長官前項ノ規定ニ依リ前條ノ率ニ代ルベキ率ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス」、「前項ノ規定ニ依リ告示アリタルトキハ告示セラレタル率ヲ以テ前條ノ率ト看做ス」といふのである。第三條の農林大臣の定める率が市郡別といふ廣い地域を一率に統制することになるので、或る一定地域においては不適當と思はれる如き場合がある。例へば一部落全部の農地が耕地整理施行地であつて減租年期を持つてゐるとか、農地が既に宅地的な價格を持つてゐる近郊地等は、一般と自然的に經濟的諸事情を異にし、他のものと同様に統制すること

は不適當であり無理な統制となる處れがあるので、かういふ場合、即ち施行規則第三條に規定する
「一、區域内ノ農地ガ地租法又ハ耕地整理法ニ規定スル減租年期ヲ有スル農地ナルトキ」
二、前號ノ外令第三條ノ率ニ依ルコトガ不適當ト認メラルルトキ」
の場合は、地方長官は農林大臣の認可を受け、部落とか字等の區域を指定し、農林大臣の定める率と異なる率を定めることができることにして、この場合地方長官の告示によつて、その時期以後に告示された率がその區域においては第三條の率と看做されて、第三條の率に代るべきものとなるのである。

2 個々の特別許可による是正

第三條において、「但シ命令ノ定ムル所ニ依リ農地ノ譲渡人又ハ譲受人ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ」として特殊事情のある個々の場合のは是正を認めてゐるのである。なほ、この個々の特別許可による是正は第四條の區域を指定し、その率が新たに定

められた場合にも、この新らしい率に對して特別許可の申請をなし得ることは勿論である。この許可の申請をなしえる場合は施行規則第一條に規定してゐる。即ち

一、地租法又は耕地整理法に規定する減租年期を有する農地で、その現況に比し地租法による賃貸價格が著しく低額なるとき

二、地租法による賃貸價格決定後當該農地に付き著しき改良をなしたるとき

三、當該農地が耕作以外の目的に供せらるるため(建物所有の目的に供せらるる場合を除く)譲渡せらるるとき

四、當該農地に果樹、桑樹、茶樹その他毛上あるとき

五、その他やむを得ない事由あるとき

而して、この申請をなさんとする者は、施行規則第二條に掲げる左の事項を記載したる申請書を、當該農地の在る道府縣の地方長官に提出しなくてはならない。

一、申請人及び譲渡又は受領の相手方の氏名、住所及び職業法人に在りてはその名稱主たる事務所の所在地、業務の種類並びに代表者の氏名及び住所

二、當該農地の所在地番、地目(土地整頓の地目で土地の現況と異なるときは土地整頓の地目及び現況による地目)及び面積

三、許可を受けんとする事由の詳細

四、當該農地の賃貸價格並びに減租年期ある場合にはその年期の始期及び終期

五、當該農地の地味水利及び交通の良否並びに利用状況

六、當該農地の普通收穫高並びに小作地なる場合においては小作物の種別及び額又は率

七、當該農地が永小作地なる場合においては永小作權の價格

八、當該農地につき小作權買の慣習ある場合においてはその價格

九、當該農地の譲渡後における使用目的

十、當該農地の譲渡又は受領の原因及び價格

十一、價格の支拂又は受領の方法その他譲渡又は受領に關する條件

十二、その他参考となるべき事項
(1) 地租法による賃貸價格のなき農地の場合

第五條に「地租法ニ依ル賃貸價格ナキ農地ヲ譲渡スル場合ニハ其ノ價格ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ譲渡人又ハ譲受人ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受クベシ」前項ノ場合ニ

合ニハ農地ノ價格ハ同項ノ規定ニ依ル認可アリタル額ヲ

超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ」として種々の免租年期地等の如き地租法による賃貸價格のない農地の場合を規定してゐる。即ちこの場合には地方長官の認可を得なくては如何なる場合でも、この農地につき賣買に關する契約或ひは金錢の支拂又は受領することができないのであつて、認可を得た場合にはその認可を得た價格の範圍内で取引が行はれることを要し、それ以上の價格においてはなし得ないのである。

而してこの認可の申請をなさんとする者は施行規則第五條に規定するやうに、施行規則第二條第一號乃至第三號、及び第五號乃至第十二號に掲げる事項を記載した申

請書を當該農地のある道府縣の地方長官に申請しなくてはならない。

五、道府縣農地委員會の意見

第六條において地方長官が前述の個々の特別許可又は地租法による賃貸價格ナキ農地につき、認可に關する處分及び第四條第一項の規定に依り第三條の率に代るべき率を定めるときにおいて、事案の重要なものについては道府縣農地委員會の意見を聽き、これを定めることを要することにしてゐる。

本令の實際の運用に當つては相當専門的な知識経験を要し、又實際の事情を熟知して、公正妥當なる處理をなすことが必要である。故に現在農地に關する事項を處理し、農地の實情に明るい道府縣農地委員會の意見を聞き、本令の圓滑なる運営を爲すこととしたのである。

はにるす約節を炭石

理管熱導指焼燃

、燃料は、熱と動力の源ですか
ら、産業の發展上には不可缺の物質
でありまして、事變の進展に伴ひ、
ます／＼需要が増大してりますの
で、その供給の確保を圖ることは特
に緊要であります。波船燃料が、現
在戦線において飛行機、戦車または
自動車の燃料として第一の必需物資
であると同様、銑後の各工場におい
て、熱源及び動力源として汽罐に
も、重工業の加熱爐にも、熔鍊爐
にも、石炭或ひは石炭の加工された
ガスやコークスが使用されており、品
また石炭がメタノール、ベンゾー
ル、人造石油などの原料であること
を考へますと、石炭は國內における
最も大切な基礎的物資の筆頭である
と言へるのであります。

我が國の石炭問題

わが國における石炭の埋蔵量は百
千數百億噸、英國の千四百億噸、ド
イツの九百億噸と比べますとやゝ貧
弱であります。大陸における最大
なる未開發の資源を考慮に入れます
と、日滿支を通ずる石炭の埋蔵量は
決してこれ等の諸國に劣るものでは
ありません。

國內の石炭問題については、それ
ぞれ關係方面で増産に、配給に、品
質低下防止等に努力してより、現に
いま全國的に石炭増産運動（二月か
ら三月）が活潑に展開されてゐます
が、他面石炭の有效利用に力を注ぐ
ことは、石炭消費量が莫大なもので

第七條において「何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第三條又ハ第五條ノ規定ニ依ル禁止ヲ免ルル行為ヲ爲スコトヲ「トース」とし地上物件の代價とか、手數料、謝禮金等の名目を以て實質上本令の適用を免れる慮れる行為を禁止し、本令の所期する趣旨を達成せんとしたものである。

六、脱法行為の禁止

第三條第三項、第四條第四項及び附則第二項は経過規定であつて、本令施行の際及び農林大臣又は地方長官が率を定めこれを告示したときに、現に農地につき存する讓渡契約にしてその目的物につき譲受人の権利に關する登記、ありたるもの、又は其の目的物の引渡しを完了したものについては、それ／＼第三條、第四條及び第五條の規定を適用しないといふ規定である。

なほ譲受人の権利に關する登記とは本登記のみならず

假登記とも含むものである。

目的物引渡しの完了といふのは事實上その物を自己の支配に置いてゐるかどうか、即ち占有の移轉あるや否やの關係であるが、現實の引渡しのみに限定されないで、簡易の引渡し、占有改定、指図引渡し等も包含してゐると解すべきである。

—農林省—

週報普及標語の御しらせ

神奈川縣週報會本部（横濱官報販賣所内）では、情報局、内閣印刷局、神奈川縣後援の下に週報、寫眞週報の普及標語を懸賞募集したが、その結果は左の通り決定された（昭和十六年二月十一日）

一等、週報は民一億の回覽板
二等、伸びる一億導く週報
三等、寫眞週報時局が一日
佳作、週報でひらけ時局の眼と心
ノミ、週報を園んでがつとり隣組
タク、週報は民翼賛の道するべ
タク、國策を樂しく見せる寫眞週報
タク、週報で學べ培へ興亞の力

あるだけに、その效果もまだ見逃すこととは出来ません。

現今のやうに、物資供給が不足勝な時に考へられることの一つに、代理品への轉換と、消費の節約があります。聞き慣れた用語のためか、往々官廳方面から唱へられるとき、非常に消極的な意味で解される感があるのであります。が、わが國の石炭燃焼状況を顧みますと、石炭を使ふ量を制限するといふ意味の節約といふよりは、石炭を有效に利用するといふ意味での節約について、不十分な向きの多いことは見逃すことが出来ません。いまわが國の石炭消費量が五千萬噸であると假定しまして、その一割が節約出来れば五百萬噸分の採炭、輸送費、人件費等が

省け、また逆にこの五千萬噸の石炭全部についてその利用方法を現在よ

り一割だけ能率をよくすることになれば、五百萬噸分の製品が無手勝流式に出来て來るのであります。が、反対に一割浪費されると、莫大な経費と物資と労力とを消費して、増産も效果を殺されることになります。

他面石炭は、鐵等のやうな物資と異り、一度使用しますと、これを再生したり回収したりすることの出来ないものでありますから、どうしてもこれを有效に利用して生産の擴充に役立たせ、石炭そのものは消耗していくつても、他に姿をかへて残存するといふことにならなければならぬのであります。

石炭の有効利用

石炭を有效に使ふといふことは、専任の係官をしてゐまして、例へば、煙道炭酸ガス濃度が五%乃至七%程度までありますから、どうしてもそれを燃燒する工場もありますが、多くは舊態依然としてゐまして、汽罐等の場合は、汽罐效率が水管式の場合で

すら五〇%といふ例もありまして、石炭だけ努力すれば、一割位の節約餘地があり、設備を補修し、蒸氣の使用等を考へますと隨分節約の

餘地があることが分ります。工場において、焚き方、ダンバーの取扱に注意し、煉瓦壁の空氣洩を補修し、ドレーンを回収し、保溫工事を施す等の簡単な改良を行つただけでも、少いもので五%，多いものは三〇%近くの節約實績を挙げた例が少くないのであります。

燃料局では燃料の合理的な燃焼を行ふやうに努めれば、すなはち、計器を使用して石炭使用の管理を十分に行へば、現在石炭使用量の一割や一割五分の節約は十分出来るし、また燃房用炭などは燃房温度の調節等を加味すれば、從來の消費量を相當に減らすことが出来るといふ見通しで、昭和十三年以来特に力を入れて「燃燒指導」を行ひ、燃燒専門の図説

を置きまして、全國的に各工場に出向いて指導する一方、各道府県には専任の係官を置き、種々の計器を整備させ、それより管下の工場の石炭等の燃燒と、熱利用の管理について相談し、指導して来てをります。

石炭を焚くには

工場等の主腦者は、自分達の工場で知らず／＼の内に石炭を浪費してはゐないだらうか、または知つてをりながら仕方がないと放置してはゐないだらうか、と再検討して見る必要があります。石炭節約には難しい學理を要する場合もありますが、全部が全部難しい學理によるのではない、むしろ非常に手近な所にある

と、火屑の構成やクリンカーまたは火屑の厚さなどに注意して火道具での手入を怠らないこと、ダンバーを調節して給氣を加減し、煙道ガスの分析をして、排ガス中の炭酸ガスの濃度を手焚の時は九%乃至一二%、機械焚の場合は一二%乃至一四%に保ち、煙突から出る煙は淡煙となるやうに焚くことなどの注意を拂ふ必要があります。焚く石炭に對し空氣の入り口合が適當であるか否かは、

煙道ガスの分析で決める一方、大體
煤煙の観測で判断し、全然無煙であ
るのは過剰空氣燃焼の歴れがあり、黒
煙が出るのは空氣不足燃焼で、特殊
な場合、すなはち窓爐などで酸化を
嫌ふ場合は別として、汽罐などでは、
適當な空氣で燃焼してゐる場合は淡
煙となるのであります。

設備の補修

石炭を適度の空氣で燃焼させ、上
手に焚いても設備に無理があつた
り、働きにくいくことがあつたのでは、
如何に有能な汽罐士、火夫でも、燃焼
改善の徹底や、熱的有效利用は期し
難いのですから、設備は常に働き良
くしておくことです。すなはち空氣
の沖込がありはしないかと、

- (イ) 日金の周囲
(ロ) 灰出口の扉の周囲及びその
金具と煉瓦壁との周囲

- (ハ) 水管式汽罐の煤煙掃除口の
取付金具周囲と煉瓦壁との間

- (ニ) 燭洞と煉瓦壁との接觸部

- (ホ) 煙壁の鉢裂及び目地

- (ヘ) 二罐以上併用の場合隔壁の
鉢裂及び目地

- (ト) 圓筒罐の鏡板の裏と煉瓦壁
との間

- (チ) 圓筒罐のブローオフレセス
周壁と罐胴との間等

- (ロ) 燃火用具が磨耗してゐるも
の

- (リ) 圓筒罐の火橋の下にある灰

- (イ) 火格子間隙が不整で彎曲し
たもの

- (ロ) 燃火用具が磨耗してゐるも
の

- (リ) 煙房罐や横置多管罐の煙管
をローソクの焰で點検し、空氣洩れ
は石綿または石綿とビッチを捏つた
ものなどで充填して塞ぎます。また

- (リ) 圓筒罐の火橋の下にある灰
取口が完全に閉ぢないもの

も適當に修理する必要があります。
また

(イ) 火格子間隙が不整で彎曲し
たもの

(ロ) 燃火用具が磨耗してゐるも
の

(リ) 燃火用具が磨耗してゐるも
の

(イ) 煙房罐や横置多管罐の煙管
をローソクの焰で點検し、空氣洩れ
は石綿または石綿とビッチを捏つた
ものなどで充填して塞ぎます。また

(リ) 圓筒罐の火橋の下にある灰
取口が完全に閉ぢないもの

- (イ) 日金の周囲
(ロ) 灰出口の扉の周囲及びその
扉にパッキングのないもの

- (ハ) 移動火床式給灰機の両側や
ポンネット、アッシュ・ダンパー
附近に著しい間隙があるもの

- (ニ) 水管罐前面の煙管掃除口の
扉にパッキングのないもの

- (ロ) 灰出口の扉が正しく閉ぢないも
の

- (リ) 燃火用具が磨耗してゐるもの

- (ヘ) 移動火床式給灰機の両側や
ポンネット、アッシュ・ダンパー
附近に著しい間隙があるもの

- (ト) 燃火用具が磨耗してゐるもの

- (チ) 燃火用具が磨耗してゐるもの

- (ロ) 燃火用具が磨耗してゐるもの

- (リ) 燃火用具が磨耗してゐるもの

- (イ) 煙房罐や横置多管罐の煙管
をローソクの焰で點検し、空氣洩れ
は石綿または石綿とビッチを捏つた
ものなどで充填して塞ぎます。また

- (リ) 圓筒罐の火橋の下にある灰
取口が完全に閉ぢないもの

- (イ) 煙房罐や横置多管罐の煙管
をローソクの焰で點検し、空氣洩れ
は石綿または石綿とビッチを捏つた
ものなどで充填して塞ぎます。また

- (リ) 圓筒罐の火橋の下にある灰
取口が完全に閉ぢないもの

- (イ) 煙房罐や横置多管罐の煙管
をローソクの焰で點検し、空氣洩れ
は石綿または石綿とビッチを捏つた
ものなどで充填して塞ぎます。また

- (リ) 圓筒罐の火橋の下にある灰
取口が完全に閉ぢないもの

- (イ) 煙房罐や横置多管罐の煙管
をローソクの焰で點検し、空氣洩れ
は石綿または石綿とビッチを捏つた
ものなどで充填して塞ぎます。また

- (リ) 圓筒罐の火橋の下にある灰
取口が完全に閉ぢないもの

- (イ) 煙房罐や横置多管罐の煙管
をローソクの焰で點検し、空氣洩れ
は石綿または石綿とビッチを捏つた
ものなどで充填して塞ぎます。また

- (リ) 圓筒罐の火橋の下にある灰
取口が完全に閉ぢないもの

- (イ) 煙房罐や横置多管罐の煙管
をローソクの焰で點検し、空氣洩れ
は石綿または石綿とビッチを捏つた
ものなどで充填して塞ぎます。また

- (リ) 圓筒罐の火橋の下にある灰
取口が完全に閉ぢないもの

- (イ) 煙房罐や横置多管罐の煙管
をローソクの焰で點検し、空氣洩れ
は石綿または石綿とビッチを捏つた
ものなどで充填して塞ぎます。また

- (リ) 圓筒罐の火橋の下にある灰
取口が完全に閉ぢないもの

- (イ) 煙房罐や横置多管罐の煙管
をローソクの焰で點検し、空氣洩れ
は石綿または石綿とビッチを捏つた
ものなどで充填して塞ぎます。また

- (リ) 圓筒罐の火橋の下にある灰
取口が完全に閉ぢないもの

- (イ) 煙房罐や横置多管罐の煙管
をローソクの焰で點検し、空氣洩れ
は石綿または石綿とビッチを捏つた
ものなどで充填して塞ぎます。また

- (リ) 圓筒罐の火橋の下にある灰
取口が完全に閉ぢないもの

- (イ) 煙房罐や横置多管罐の煙管
をローソクの焰で點検し、空氣洩れ
は石綿または石綿とビッチを捏つた
ものなどで充填して塞ぎます。また

- (リ) 圓筒罐の火橋の下にある灰
取口が完全に閉ぢないもの

- (イ) 煙房罐や横置多管罐の煙管
をローソクの焰で點検し、空氣洩れ
は石綿または石綿とビッチを捏つた
ものなどで充填して塞ぎます。また

- (リ) 圓筒罐の火橋の下にある灰
取口が完全に閉ぢないもの

- (イ) 煙房罐や横置多管罐の煙管
をローソクの焰で點検し、空氣洩れ
は石綿または石綿とビッチを捏つた
ものなどで充填して塞ぎます。また

- (リ) 圓筒罐の火橋の下にある灰
取口が完全に閉ぢないもの

- (イ) 煙房罐や横置多管罐の煙管
をローソクの焰で點検し、空氣洩れ
は石綿または石綿とビッチを捏つた
ものなどで充填して塞ぎます。また

- (リ) 圓筒罐の火橋の下にある灰
取口が完全に閉ぢないもの

- (イ) 煙房罐や横置多管罐の煙管
をローソクの焰で點検し、空氣洩れ
は石綿または石綿とビッチを捏つた
ものなどで充填して塞ぎます。また

- (リ) 圓筒罐の火橋の下にある灰
取口が完全に閉ぢないもの

- (イ) 煙房罐や横置多管罐の煙管
をローソクの焰で點検し、空氣洩れ
は石綿または石綿とビッチを捏つた
ものなどで充填して塞ぎます。また

- (リ) 圓筒罐の火橋の下にある灰
取口が完全に閉ぢないもの

- (イ) 煙房罐や横置多管罐の煙管
をローソクの焰で點検し、空氣洩れ
は石綿または石綿とビッチを捏つた
ものなどで充填して塞ぎます。また

- (リ) 圓筒罐の火橋の下にある灰
取口が完全に閉ぢないもの

- (イ) 煙房罐や横置多管罐の煙管
をローソクの焰で點検し、空氣洩れ
は石綿または石綿とビッチを捏つた
ものなどで充填して塞ぎます。また

- (リ) 圓筒罐の火橋の下にある灰
取口が完全に閉ぢないもの

- (イ) 煙房罐や横置多管罐の煙管
をローソクの焰で點検し、空氣洩れ
は石綿または石綿とビッチを捏つた
ものなどで充填して塞ぎます。また

- (リ) 圓筒罐の火橋の下にある灰
取口が完全に閉ぢないもの

- (イ) 煙房罐や横置多管罐の煙管
をローソクの焰で點検し、空氣洩れ
は石綿または石綿とビッチを捏つた
ものなどで充填して塞ぎます。また

- (リ) 圓筒罐の火橋の下にある灰
取口が完全に閉ぢないもの

- (イ) 煙房罐や横置多管罐の煙管
をローソクの焰で點検し、空氣洩れ
は石綿または石綿とビッチを捏つた
ものなどで充填して塞ぎます。また

- (リ) 圓筒罐の火橋の下にある灰
取口が完全に閉ぢないもの

- (イ) 煙房罐や横置多管罐の煙管
をローソクの焰で點検し、空氣洩れ
は石綿または石綿とビッチを捏つた
ものなどで充填して塞ぎます。また

- (リ) 圓筒罐の火橋の下にある灰
取口が完全に閉ぢないもの

煙除を怠つてゐるもの
(ホ) 計器類の故障を放置してゐ
るもの
(ヘ) 罐の鏡板、その他の部分の断
熱材による保溫が不十分なもの
(ト) 煤煙觀測窓や煤煙反射鏡が
汚れてゐるもの
等は些細なことですが、補修や手入
れを怠ると意外に大きい損失を招きま
す。

通風調節をなすダンパーは、罐前
で焚きながら軽く片手で滑かに動く
ことを必須條件とします。軋つた
り、両手を掛け引つぱつたり、人
手を借りたり、または一々罐の後部
へ行つたり、罐の上に登つたりしな
ければ動かぬやうでは、到底給氣の
調節を思ふまゝに出来ません。水管

罐など不燃燒室の容積が小さ過ぎる
ものもあり、また
圓筒罐で火橋の高さは通常圓筒の三
分の二とされており、概ねは
圓筒罐の火橋の下にある灰
取口が完全に閉ぢないもの

会ふことがあります。

蒸氣の使用と廢熱の回収

おくことは石炭の無駄になりますか
ら、作業場と汽罐場とは十分連絡を
保つて、蒸氣バルブの開閉や仕事の
順序を整理し、工場操業を石炭節約
の方向に一致させてゆく必要があります

(イ) 蒸氣配管の整理

(ロ) ドレーン抜や膨脹管の取付

汽罐室で苦心して造つた蒸氣が、
中で冷却したり、または冷却を見逃
して汽罐の蒸氣壓を無闇に高くして

方法

- (八) トラップの使用
- (九) 蒸気漏洩部の即時補修
- (十) 配管の保溫

などに気をつけねばなりません。

廢熱の利用や廢蒸氣、排湯の利用

も當然考へられることです。

重工業方面では廢熱ボイラーにより、工場の必要蒸氣を満足させ、蓄熱室や換熱室等の十分な利用、断熱材による熱損失の防止等は從来以上に考慮すべきであります。

小さな工場では、必ずしも節炭器

や空氣豫熱器などの立派な設備をし

なくとも、ドレーンの利用や排ガス

の利用について、給水豫熱その他の

方法や手段について考慮の餘地が残

つてをります。

計器による管理

以上述べましたやうな事を管理し、更に燃料を各種燃燒設備に無駄のないやうに配給する等のために

高溫度計、通風計、流量計、石炭秤等の計器を採用して日々の操業を測定記録し管理してゆけば、會社全體

の燃料消費の状況がはつきりし、各職場の者の努力が刻々數字的に立証されるのであります。當事者も勤勉が、仕事をしやすくし、設備の改良、精進するやうになります。市中を走る自動車ですら色々の計器がついでをりまして、速度やガソリン量や走行料數が走りながら分りますが、大きな工場などでも計器類が整備してゐる所があり、單に作業の係の

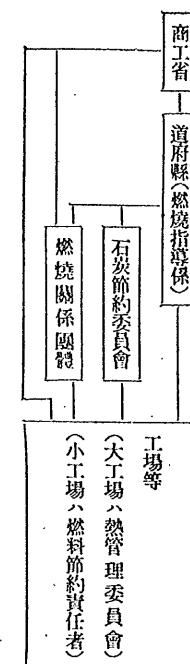
者が目算で仕事してゐる所が多いのであります。それでは到底合理的な熱管理をやつてゐるとは言ひ難いのであります。

熱管理体制

石炭を焚燒する仕事は氣罐士や火夫の努力練磨に俟つ問題であります。

職場の者の努力が刻々數字的に立証されるのであります。當事者も勤務が、仕事をしやすくし、設備の改良、蒸氣及び熱的有效利用を行ふために、必要であり、更にこれを統轄する工場主職者の自覺と積極的指導とに俟たねばなりません。

燃料局では各道府縣に従属した結果、地方の状況に應じ、工場の規模を考慮に入れて、燃燒設備を使用



前線
後銃

銃後

天谷部隊本部 中山正三

戦時國家經濟完成への協力

皇軍の夜を日に次ぐ進撃のため、敵は重要都市の大部を失ひ僻険の地に遁入し、その上各方面からの軍需資源補給の道を殆んど断たれて疲労困憊の極に達してゐますが、なほ相當頑強に抵抗してをります。

抗日政権が抱く最終の目的は、戦争を永びかせ、日本を經濟的窮乏に陥れることによつて諸般の混亂を起させようとしてゐることは實に明らかであります。近頃の敵の戰法からもよくこの趣旨が窺はれるやうです。

もちろん、われ等在支皇軍の使命は、東亞新秩序建設の礎をなすこれ等抗日支那軍の壊滅を圖り、支那四百餘

州に皇道を宣布することにあるのはいふ迄もありません。また、われ等は身命を賠してこれ等抗日軍隊が、刀折れ矢盡きて、わが軍門に降る日まで徹底的に、膺懲戦を續けるのであります。以上の支那抗日政権の我が國に對する終局の目的を考へますと、我々としても、更に重要な方面に關心を持たねばならないことを痛感する次第です。

すなはち、日本戦時國家經濟完成への協力であります。

我々は速かに戦時國家經濟を完成し、これによつて外よりする観察憶測を許さない高度國防國家への移行に協力することが、彼等抗日支那軍隊を崩壊せしめる最大の鐵槌であり、彼等の國民性から考へても、最も有效な手段と確信致します。かくてこそ、いはゆる援蔵諸國もまた反省するものと信ずるのであります。

この目的達成の手段は、然後の既に實行してをられる物動計畫に基づく諸種の統制經濟でありまして、我々は決してこれを他人事視することは出來ぬと感じます。支那における過去の戦争生活と、更に事變の將來を考へます時、我の環境の整理の絶対に必要なことを痛感します。

我々は衣食住に何不自由なく、常に銃後に絶大な感謝の念を捧げてをります。將來ます／＼質實剛健の氣風を涵養して物資の節用、資源の愛護に努力致します一方、互に戒め合つて一物たりとも浪費せぬやうに努めます。僅かのこ留意、心がけが、結果において戰友を尊い犠牲にせざるに濟むことになるならば、陣中少しくらゐの苦痛は物の數ではありません。

いま國家が遂行してゐます統制こそ、日本國民一人残らず協力するのでなければ決して目的達成は出來ぬと信じ、よくこの精神を把握し、一時の不自由苦痛は大乘的立場があつてこそ、國家の意圖通り進んで行くと思ひます。

經濟の統制といふやうな、人間生活の凡ゆる範圍に亘る事柄は、決してすみゞ／＼まで全部法律一點張りで定め、この實行を監督することは到底不可能であり、法律には幾多の不備もあり、また法律を飛び越すやうなことも出来るものです。國民の最高度の道德觀念に立脚した道義の率先躬行があつてこそ、國家の意圖通り進んで行くと思ひます。

日本國民にしてこの精神を理解せず、或ひは「私の利益のために統制を拒否する行動をし」、「闇取引」「買溜め」或ひ

はこんな事は眞實でない方がよいのですが、「外人の手先となつて敢て我が方に不利な行為をする」やうなことが、抗日政権の耳に入つてゐる間は、決して彼等は精神的に瓦壊するものではなく、ます／＼その意を強くさせ、增長させるだけです。遺憾千萬です。

かかる日本人がある間は、日支兩民族は永久に抗争を続けるのです。十萬の英靈を冒涜する人々だと言つても過言でないと思ひます。

第一線も銃後も一致協力して本當の日本人となり、速かに東亞新秩序建設の道程であるこの戰時國家經濟の完成に努力したいものです。

日支兩民族の融合の道

日支兩民族の融合は我々は常に上司より教示せられ、東亞新秩序建設のため必要不可缺なりと確信し、日本の傳統精神たる「弱きが故に助ける」の愛を以て、その具現に邁進してゐます。

融合の道は如何にして支那民心を把握收継し、そして如何にしてその向ふ所を知らしめるかに、その究極の目的

が存せねばならぬと確信致します。

我々は過去において支那軍隊の行動や、民族の生活状態等に接觸して、實に日本國民としては理解出来ない幾多不可解な特異性を直面しました。そして日支兩民族融合のために、現在日本は凡ゆる方面において、支那を見直し研究し、最も多角的に理解する必要に迫られてゐるのだと痛切に感じて来ります。

支那民族に適應しないものは、如何なる名案ど離も何の役にも立たないです。

試みに、我々は過去における支那の研究、勵學の態度を顧みますと、歴史は學びましたが印象に残つてゐるのは、たゞ三皇五帝の後に夏・周・秦と相次ぎ、前漢起り、次は新これに代り、更に後漢に到り、西晋東晉に移つた等、時代の變遷逐鹿戦の後をたどる追憶的階段としての支那歴史だけであります。それでは、人文地誌はどうかと申しますと、これも支那を理解し、眞髓にまで到達したと何人が稱し得るでしょうか。支那文學も教へられました。これも字句の解釋に汲々として終始したことは、皆同様と思ひます。

凡てを通じ、未だ實に支那大陸を研究し、その民族

性の把握に努めなかつたと告白せざるを得ないのです。

支那のちよつとした町には、必ず存在する赤屋根のキリスト教會を見、更に白人牧師が支那民族と融合し、よく民心を收穫し、その尊信を集めてゐるのを見て我々は羨望に似た憤りを感じざるを得なかつたものでしたが、また彼等牧師等の熱意は確かに推賞に値すると感じました。

我々は過去の尊い経験に鑑み、ます／＼研究を重ね、眞に日支民族融合の實を擧げるやう努力致します。

若し日本人にして支那人を輕視し、或ひは白眼視し又は威嚇欺嚇する等の行爲を敢へてするものがあれば、益々漸くその基礎の完成せんとしてゐる東亞新秩序を破壊する人だ

と云はねばなりません。日本が眞に支那を理解し勾玉の心で支那に接する時、彼等は日本に信頼し、日本人と攜携し東洋の平和は確立されるのだと信じます。

戦死者遺族の人々へ

皆様は大事な支柱とも頼むお父さんや御令息、御兄さん御令弟、御夫君を亡くされたことと思ひます。

むすび

我々は一生懸命やります、銃後の御期待に副ふやうに。我々は皆様とともに亡き戦友の冥福を祈り、且つ又御遺族の皆様の御清福を祈つてをります。

むすび

我々は一生懸命やります、銃後の御期待に副ふやうに。我々は一生懸命やります、銃後の御期待に副ふやうに。

戰場で追撃戦は彼我惡戰苦闘の後に起るのです。これは古來の幾多戦史の明示する處であり、また我々の浅い経験から考へても明瞭であります。従つて最後迄頑張り通した方が必ず勝です。

原則は非常に簡単であります、實行のためには堅忍不撓、不撓不屈の決意を必要とします。追撃戦の起る直前は敵も味方も、實に苦しい瞬間であります。勝つも負けるも紙一重の差であります。

現在日本は東亞新秩序建設の途上において、抗日支那政權を正に完全に擊破せんとし、爽快な追撃戦に移行しようと直前に在ると考へることが出来ます。

我々は銃後の皆様に信頼し、最後の目的に邁進したいと思ひます。

征途に就く時は、再び故山を踏まさる覺悟で勇躍出征したのではありましたが、やはり骨肉の情、恩愛の絆もだし難い皆様の御心持を推察し、われ等戰地にある者は同情の念を禁じ得ないのです。

我々は今は亡き戦友と幾多戦場を馳せ、苦樂と共にしました。壯烈な戦死をせられた時は末期の水もくみました、遺骨を胸に懷いて更に進軍を續けたこともありました。また戦傷した戦友を、山を越え、川を渡り、感謝の聲を聞きながら擔架で搬送したことありました。勇戦した戦友が病院で遂に病歿した時は、當時をしのび實に感慨無量でした。

尊い英靈の礎に東亞の平和は次第に建設されてゐるので、我々は常に亡き戦友に思ひを馳せ、その遺業を継ぎ、ます／＼精勤その死をしていよいよ光輝あらしめるやう努力します。

日本國民は皆、これ等戦歿勇士の家族の人々に温い手を差しのべることと信じます。御遺族の人々は隨分御苦勞の多いことと御察し申します。どうか飽くまで勇士の遺族たるの矜持を保持せられまして、強く正しく雄々しく



獨佛關係の近情

緊張する獨佛關係

去年の十二月十三日、ヴィシーのフランス政府が、時の副首相兼外相ラヴァル氏を罷免監禁した當座、ドイツ側はそれを敗戦國フランスにおける單なる内政上の問題と見なしてゐたものの、その後、獨佛關係が日を逐つて緊張の度を増すに至り、パリ駐箚の獨大使アベツ氏は、ヴィシーに乘込んで捕はれたラヴァル氏を釋放せしめて獨軍占領

地帯のパリに保護するの舉に出で、引つゞき去る一月のベ

クン・ラヴァル両氏會見の不調、獨大使の歸國打合せから二月五日のヴィシー政府重大會議となり、そして、はては、ケン佛主席が北アフリカに脱出したとの流言まで飛び出すに至つて、獨當局も「フランスが歐洲新秩序に協力する」

道を誤るならばフランスは元も子もなくす危険を醸すものである」との強硬態度を表明するに至つた。

しかしして、その影響の及ぶところ單にフランスの國內再建工事に關するのみに止まらず、獨軍の英本土上陸作戰を控へる國際情勢にかゝり、且つ又、現に東京においてタイ佛印國境紛争の調停を行ひつゝある我が國としても、以上の成行きに對し注視を怠つてはならないものがある。

獨に屈服後の佛の動向

これよりさき、去年の六月、獨伊に屈服したフランスは、ついで七月、第三共和國の議會を解散し、ペタン元帥はルブラン大統領に代り、國家主席となつて元首の全權をする。

掌握するとともに、「一切の社會的・地方的乃至個人的活動はフランス全體の利益に從屬せねばならぬ」となし、こゝに敗戦後のフランスは全體主義的再建の途についたのであつた。

かくて、七月十二日夜、新國家體制に對應すべきフランス内閣は、ラヴァル副首相・ボードワン外相・ウェイガン國防相等の顔觸れによつて成立したが、その後のヴィシー政府の動向は必ずしもドイツが期待した方向に進まず、八月十二日に至り、早くもペタン主席一派と、親獨派の總帥と目されるラヴァル氏との佛政府内紛が傳へられたのである。ついで九月六日、ペタン主席は佛領アフリカ殖民地の不穩定化に鑑み、國防相ウエイガン將軍をアフリカ軍總司令官に任命し、同方面における軍事ならびに政治上の全權を總帥せしめることになり、内閣の一部を改造し、去る六月の對獨休戰交渉に佛側主席代表となつたアンチジエ將軍の陸相就任を見るに至つた。

越えて十月二十二日、ヒトラー總帥は突如リベントロップ外相とともにフランスに赴き、ヴィシーより出向いたラヴァル

獨佛兩國間の新協定

ついで十一月十七日、佛當局は、獨佛通貨協定の成立を

発表した。この新協定は、獨佛通貨比率を二十フランが一



ダ
一九四一年を迎へ
たのであるが、ラ
ン・ヴァル氏
は、再改選不
可避と見られてゐた佛内閣は、一月三日以來、ダルラン内
相兼海相を首班とし、アンチジ・國防相及びフランダン外
相兼經濟相の三頭政治を行ふことになつた。

ついで一月十八日、ベタン主席とラヴァル氏は、ヴィシー
北方ラフェルト附近の待避線列車内において會見を遂げ、
舊臘來の確執を解いて接觸を回復した旨、佛當局から發表
され、また、同月二十七日に至り、從來しばへて對獨協力
政策に反対してゐた、いはゆる反ラヴァル派のアリベール
法相ならびにペラン勞働相の罷免を見るに至つた。

これよりさき、ベタン主席は、ラヴァル氏罷免と同時に

ヒトラー獨總統宛てに釋明書を送つたが、獨政府はそれ以
來ヴィシーの佛政府に對して嚴乎たる態度を探り、一月十
五日にベタン主席が「獨佛協調の綱要」を失つてゐない旨を
全國民に放送し、同時にフランスの陥つてゐる苦衷を披
瀝したのに對しても、ドイツ側は全くヴィシー政府を相手
とせず、一月三十日至りヒトラー總統は初めてベタン主
席へ返書を送つたのであつた。

しかも右の返書において、ヒトラー總統は、ラヴァル氏
の復活と、地中海におけるフランスの海空軍根據地使用を
獨伊側に許可することを要求したとも傳へられたのであつ
た。

難航した佛内閣の改造

かくして、ベタン主席はダルラン海相に命じ、こゝに
フランス再度の政治的危機を脱すべく、内閣改造に着手し
たが、閣員の銘柄に當つてドイツ側に對する思惑を考慮に
容れる必要上、甚だしい人選難に陥り、結局、各省首腦と
して事務官僚を戴く技術家内閣となるものと傳へられる
に至つたのである。

よつて、ダルラン海相はラヴァル氏の復歸條件に對する
ヴィシー側の回答を携へ二月六日、パリに到着し、直ちに
パノ駐在のヴィシー政府代表ブリノン大使と協議を行ひ、
ラヴァル氏と會見を重ね、七日夜、パリ發ヴィシーへ歸着し、
翌二月八日、ヴィシー政府はフランス通信社を通じ、ラヴァ
ル前副首相がベタン内閣復歸を拒否した旨次の通り發表す
るに至つた。

「ベタン主席は、さきのヒトラー總統との會談の精神
にもとづき、ラヴァル前副首相に對し、國務大臣ならび
に閣内指導委員會委員に就任方を提議したが、同氏はこ
れを拒否した。」

書 著		既刊	完價 各冊二〇銭
第一輯	會社經理統制令解説		
第二輯	貨金統制令解説		
第三輯	新支那讀本		
第四輯	地代家賃統制令解説		
第五輯	銀行等資金運用令解説		
第六輯	從業者移動防止令解説		
第七輯	價格等統制令解説 宅地建物等統制令解説		
近刊	(第六輯に限つ十五銭)		

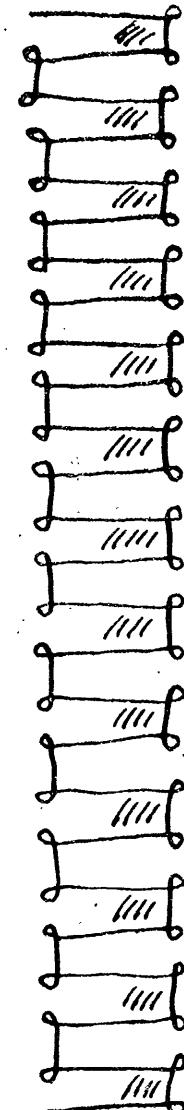
全国書店にあります、品切れのときは
内閣印刷局發行課へ申込んで下さい。

人口問題をどうする(下)

企　　畫　　院

四、人口政策の目標とその方法

日本人口の、これまでの外見上のかどやかしい發展と増加とのかけには、實はかうしたおそるべき毒素がすでに醸成されてゐたのである。吾々はまづこのおそるべき毒素をとりのぞいて、ヨーロッパの諸國が踏んだ失敗を再び



36

應ずるには日本の人口政策は、次の四つの目的を達することを目標として、樹立されなければならない。

- 一、人口の永遠の發展性を確保して、人口の老衰と將來の減少とを防ぐこと
- 二、その増殖力と資質とにおいて、他の諸國を凌駕するものとすること
- 三、高度國防國家における兵力と労力との必要を確保すること
- 四、東亞諸民族に對する指導力を確保するために、その適正なる配置をなすこと

これらの四つの目的は、東亞の共榮圈を確立するには、いづれもそれを完全に達成することが絶対に必要なことばかりであるが、しかしそれの目的を同時に達するには、日本の人口はこれまでよりも、はるかに大なる勢ひで増加することにならなければならぬ。政府がこのたび發表した人口政策確立要綱のなかで、昭和三十五年において、内地人人口が一億に達することを差當りの目標としたのは、これらの目的を達するに必要な人口を簡明に、かつ具體的

に示したものである。そして、この昭和三十五年一億の目標が達せられることになれば、それから後の日本における人口の増加は、さらに飛躍的に大なるものとなり、日本民族はこゝに初めて悠久にして、かつ永續的な飛躍的發展をとげる基礎を確立し得ることになるわけである。

しかるに、この昭和三十五年内地人人口一億の目標を現實に達することは、實はなかなか容易ならざる大事業である。從來の通俗的な考へでは、人口の増減といふものは、人爲の如何ともすべからざることで、いはば自然の法則によつて起るものであるといふ風に考へられてゐたからである。これは區々たる政策をもつてしては、かかる目標を達することが、ほとんど不可能に近いほど、大なる困難をともなつてゐるといふことを、もつとも有力に裏書してゐることになると思ふ。

しかし吾々は、いまやこの非常の困難を乗り越えて、一日も早くこの目標に達しなければならない。そこでこの困難な目標に達するにはどうすればよいか。それには一般的に考へて、出生率を引上げることと、死亡率を引下げるこ

37

との、二つの方法が考へられる。そしてこれらの二つの方法のなかで、人によると死亡率の引下げといふことに重點を置いて、それを殊更に力説するものがある。そして、それらの人達の意見によると、「近頃の我が國の死亡率は急速に低下の勢ひをたどつてゐるが、しかしイギリス、ドイツ、オーストリアなどにくらべると、それでもまだ引下げるのことのできる餘地が相當に大きい」といふこと

なほ餘程高い率である。これ日本の死亡率がこれからでも有力に立證してゐる。また出生率を引上げることに力をそぐよりは、その生れた子供を大事に育てて、その死亡を極力すくなくするやうにすることが、人口増加の目標を達する上において、もつとも無駄のすくない、もつとも合理的な方法である」といふことである。これは一應もつともな意見であるかのごとくに見える。

死亡率を引下げるといふことは、わが國では特に必要なことである。また今日のわが國ではその餘地が相当に大であるといふことも、ほとんど疑ひなき事實である。けれども右の意見が、今後の日本の人口政策について、死亡率を

引下げるにその重點をおかなければならないといふことを主張するのであるならば、それは必ずしも正しい意見であるといふことはできない。そのわけは、死亡率を引下げるだけにどんなに努めてみても、たゞそれだけでは、計算上、所期の昭和三十五年内地人口一億の目標に達することができないといふだけでなく、死亡率を引下げることだけでは、何十年かの後には必ず日本の人口が減つてくるやうになるときがくるに違ひない。

前に記した人口問題研究所の豫測は、日本の出生率と死亡率とが、昭和十二年までの時期における低下の勢ひを今後もつゞけることを假定して推計したもので、それによると、わが國の死亡率が、これまでのやうに相當に急激な勢ひで、これからも引下げるとしても、昭和七十五年からは人口が減少することになるといふことである。また年寄りの割合が次第に多くなつて、そのかはりに若い者の割合がだん／＼に減つてくるといふ現象も、どうしてもこれを避けることができないことになる。それらの好ましからざる現象の起ることをさけて、所期の目標に到達するに

は、死亡率の引下げにのみたよつてゐることはできない。それには出生率を引上げるといふことに主力をそぐといふことにしなければならない。そして、それと併せて死亡率を極力引下げるといふことに努めることにしなければならない。

このたび閣議で決定された人口政策確立要綱が、この點について人口の増加は永遠の發展をはかるため出生の増加を基調とするものとし、併せて死亡の減少をはかるものとす、としてゐるのはこの意味にほかならない。

五、出生減退とその増加の方策

右に述べたやうに、人口の増加をはかるには、出生の増加を基調としなければならない。では、この出生の増加をはかるにはどうすればよいか。

わが國の出生率が前の世界大戦の直後のころを轉機として、急激な低下の勢ひを示してきたのは、結婚の年齢が遅くなつてきたといふことと、その結婚した夫婦の子を生む

ことがすくなくなつてきたといふことの、二つの原因にもとづいてゐる。たとへば、大正十四年から昭和十年までの十年の間に、出生率が人口千につき三四・九一から三一・六三になつてゐるが、このために出生児の減つた數は、大約四十萬人の多きに上つてゐる。これは大正十四年の當時の有配偶率で、結婚してゐる有配偶者の子供を生む割合が當時と同じであつたとしたならば、昭和十年にはこのくらい生れるであらうといふ數を算出して、それを昭和十年に實際に生れた出生児の數とくらべて、算出したものである

が、そのなかで結婚年齢が遅れてきて、若い年齢の者の有配偶率が低くなつてきたために減つたと認められる數が約二十三萬人、結婚をした有配偶者の子を生む率が低くなつてきたために減つたと認められる數が約十七萬人といふことになつてゐる。人によるところ、わが國において出生率が低くなつてきてゐるのは、すべて産児制限の結果であるといふやうにいふ人があるけれども、しかし右の事實は産児制限のほかにも、結婚の年齢がだん／＼に遅れてきたために、若い人達の有配偶率が低くなつてきたといふことが、

出生率減退の大半の原因となつてゐるといふことを證據立ててゐる。また有配偶者の子を生む割合が減つてきたといふことも、それをすべて産児制限の結果であるといふやうにみることは早計である。有配偶者の子を生む割合が減つてきたといふのは、産児制限もその一つの原因になつてゐるにちがひないが、そのほかにも種々の原因で婦人の妊娠力そのものが衰へてきたといふことも想像されることである。したがつて出生の増加をはかるには、産児制限の風潮を一掃することがももちろん必要であるが、たゞそれだけでは所期の目標に達することはできない。それには結婚の年齢を早くして、若い人達の有配偶率を高めることが必要である。また、結婚した有配偶者の子を生む割合を大らしめることにつとめなければならない。

わが國の平均初婚年齢は男子二八・三八九歳、女子二四・四一四歳（昭和十三年）となつてゐる。このたびの人口政策確立要綱では、この平均初婚年齢を男女とも、これから十年間に、いづれも三歳だけ早くして、概ね男子は二十五歳、女子は二十一歳に結婚するやうにすることを目途とし

てゐる。また今日では、平均の初婚年齢で結婚した一夫婦が、その結婚生活を完了するまでの間に生む出生児の数は、平均すると約四人となつてゐるが、右の要綱では、これから十年の間にそれを平均五人にするやうにすることを目標としてゐる。

しかし、これらの出生增加の目標に達することは、實はなかなか容易なことではない。それには、まづその基本的な前提として、産児制限や個人本位の風潮を極力排斥して、健全なる家族制度の維持強化をはからなければならぬ。また結婚の年齢を早くして、若い人の有配偶率を高めるには、團體や公營の機關などをして、積極的に結婚の紹介、斡旋、指導をさせることが必要である。結婚費用の徹底的輕減をはかるとともに、婚資貸付制度を創設するといふことも必要である。また學校制度の改革については特に人口政策との關係を考慮して、餘り長い間學校に行かなければならぬために、結婚がおくれるやうになることをできるだけ避けるやうにすることなども、ぜひ必要なことである。

る。女子の被傭者としての就業について、二十歳を超えた者の就業をなるべく抑制する方針をとるとともに、婚姻をさまたげるやうな雇用條件や就業條件などを緩和したり、改善したりすることも必要である。これらは、いづれも結婚を早くするために行はねばならないことであるが、さらにそれによつて結婚した有配偶者ができるだけ多くの子供を生むことのできるやうにするには、高等女學校や女子青年學校などにおける女子教育において、母性の國家的使命の重大なることを認識せしむるとともに、子供の保育や保健に關する知識と、それに必要な技術とを教へるやうにして、母性としての立派な覺悟と教養とにおいて缺けるところのないやうにしなければならない。

また多産を奨励するには、租税政策の上において扶養家族の多い者の負擔を軽減するとともに、獨身者の負担を加重するといふことも必要である。ヨーロッパの諸國などでは、所得税の家族控除を行ふとともに、獨身税や無子税などを設けてゐるところもある。所得税の家族控除は我が國でも多少はすでに行はれてゐる。また家族手當の制度を確

立して、扶養家族の醫療費や、教育費などの扶養費の負擔を軽減するやうにすることも大切なことである。わが國でも家族手當の制度はすでに一部では實行してゐるが、しかしこの制度が一般的に行はれることになれば、扶養家族の多い者を儲ふことをさけるといふやうなことになるおそらくない。それをさけるには、家族負擔調整金庫ともいふやうなものを創設して、扶養家族のすくない者と多い者との間の負擔を平分化するといふやうな方法によつて、家族手當制度を確立することにでもしなければならないかも知れない。

また多産を奨励するには、このほかにも多子家族に對して物資の優先配給をするとか、表彰をするとか、その他各種の適切な精神的、社會的、經濟的の後援方法を講ずることも、妊娠婦や乳幼兒などの保護に關する制度を樹立したり、產院や乳兒院を擴充したり、出產用衛生資材の配給を確保したりするやうなことも、避妊や墮胎などの人爲的な産児制限を禁止、防護したり、花柳病を絶滅することなども必要なことである。そしてこれらについては、いづれも

このたびの人口政策確立要綱にもとづいて、その実行が期待されることになった。

六、死亡減少と資質増強の方策

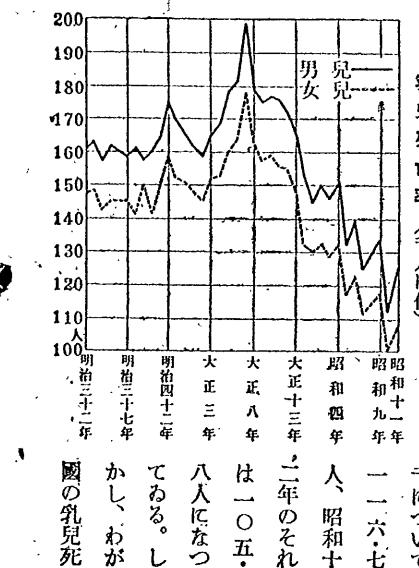
人口の増加をはかるには、出生の増加につとめることがまづ第一に必要なことであるが、それと併せて死亡の減少に努力することが必要であることは、いふまでもないことである。そしてこのたびの人口政策確立要綱では、その人口増加の目標を達するために、一般死亡率をこれから二十年の間に概ね三割五分下げるることを期してゐるが、これもまた出生増加の場合と同じく、なかなか困難なことである。

わが國の死亡率が、ドイツやイギリスなどのヨーロッパの諸國にくらべて、なほ餘程高いといふことは、前に述べたが、しかしそれをもう少し詳しく述べると、そのなかでも特に乳幼児の死亡率と、主として二十歳前後の青少年を対象とする結核の死亡率とが格段に高い。

たゞし、このなかの乳幼児の死亡率は、わが國でも前年までくる。すなはち、大正七年におけるわが國の乳兒死亡率は、出生子につき一八八・六人、同八年におけるそれは一七〇・五人、同九年におけるそれは一六五・七人である。

この當時には、生れた子供が初めてのお誕生日を迎へるまでの間に、その二割近くまでが死亡してしまつたわけであった。しかし、それがそれから後は年とともに低くなつて、昭和十一年におけるわが國の乳兒死亡率は、出生一千について乳兒死亡率（千人に付）は一〇五。

大正八年は一一六・七人、昭和四年は八人になつてゐる。しかし、わが國の乳兒死



亡率は、今日でもヨーロッパの諸國にくらべると、それでなほ餘程高い。昭和十一年におけるイギリスの乳兒死亡率は、出生子につき六一・九人、ドイツのそれは六五・八人、フランスのそれは六七・〇人にすぎなかつた。また我が國の第六回生命表によると、十萬人の出生兒があつた場合に、そのなかで五歳になるまで生き残る者は、男児ではわづか八萬一千七百八十八人、女児でも八萬三千二百一十九人しかないとになつてゐる。

これは生れてから五歳になるまでの間に、そのなかの一割近くが死亡してしまふといふ驚くべき事實を示してゐる。わが國の死亡率を引下げるには、何よりもまづこの乳幼児の死亡率を引き下げることが肝要である。

また結核死亡率については、これまで何かそれを文化の進歩に伴つてさけることができない、いはゞ文明病とも名づくべきものとのとに思つてゐた人があつたけれども、しかしそれは大きな間違ひである。わが國における結核死亡率は、ほとんど低くなる傾きをみせてゐない。かへつて近頃ではそれが高くなる傾きをみせてゐるからである。

これは生れてから五歳になるまでの間に、そのなかの一割近くが死亡してしまふといふ驚くべき事實を示してゐる。わが國の死亡率を引下げるには、何よりもまづこの乳幼児の死亡率を引き下げることが肝要である。

このたびの人口政策確立要綱では、それゆゑに死亡率を引下げるときの中心目標を、この乳幼児の死亡率を改善することと、結核による死亡率を引下げるごとにおくことにしてゐる。そして右の要綱では、死亡率引下げの方策として、保健所を中心とする保健指導網を確立すること、母

性と乳幼児との保護と指導とを目的とする保健婦をおくこと、保育所を設置すること、農村隣保の施設を擴充すること、乳幼児の必需品を確保すること、育児知識の普及に努力すること、乳幼児死亡低下の運動を起すこと、結核の早期発見に努ること、産業衛生や學校衛生を改善すること、

結核の豫防と早期治療とに關する指導と保護とを強化すること、結核療養施設の擴充をなすこと、健康保健制度を擴充して、これを全國民に及ぼすとともに、また醫療給付のほかに豫防に必要な諸般の給付をなさしめるやうにすること、環境衛生施設を改善し、特に庶民住宅の改善に努力すること、過労の防止をはかるために國民生活を刷新して、十分な休養を探ることのできるやうにすること、國民栄養の改善をはかるために栄養知識を普及、徹底する期とに努めたり、菜食の普及や團體給食を擴充したりすること、醫療と豫防との施設を擴充すること、醫育の機關を擴充じて、その内容を刷新するとともに、豫防醫學の研究と普及とをはかることなどをあげて、我々その實現に

育施設の擴充をなすこと、都市における青年の心身の鍛成を強化すること、青年男子の心身鍛成のために一定期間義務的に特別の團體訓練を受けしめる制度を創設すること、各種の厚生體育施設を大量に增加するとともに、健全簡素なる國民生活様式を確立すること、優生思想の普及をはかり、國民優生法の強化徹底を期することなどをあげて、速かにその實現に努力することになつてゐる。

七、日本民族の自覺

しかし、以上に記したやうな區々たる方策だけをもつて、人口政策の目標を達することはできない。日本民族の永遠の發展をはかるには、まづ何よりもその根本的的前提として、吾々自身が日本民族の永遠の發展といふことに、最高の價値をみとめることにならなければならぬ。個人本位の思想で、自分一人だけがどうにかうまくこの世をすこせば、それで十分だといふやうな考へでは、日本民族

進歩することにしてゐるけれども、これらの努力はいづれも乳幼児の死亡率を引下げるのこと、結核による死亡率を引下げることに、さしあたりその中心の目標をおいて、これを計畫することになつてゐる。

しかし、人口政策の目的は、單に所要數の人口に到達するといふことだけでは、十分にそれを達したといふことはできない。その人口が國防と勤労とに必要な精神的、肉体的の素質を完全に備へたものでなければならない。そこで右の要綱では、出生の増加と死亡の減少とに努力するとともに、日本民族の資質を増強するために、國土計畫を行ふことによつて、人口の產業的及び職業的の構成と、その地域的分布の合理化をはかるとともに、特に大都市を開拓して人口の分散をはかること、内地農業人口の一定数の維持をはかるとともに、日滿支を通じて内地人人口の四割を農業に確保すること、學校における青少年の精神的、肉體的の鍛成をはかることを目的として、教科の刷新を行ひ、訓練を強化し、教育訓練方法を改革するとともに、體

の悠久の發展を期することなどはできない。
それには我々みづからが個人本位の思想をして、家と民族とを基礎とした世界觀を強固にうち立てなければならぬ。そして、その上で日本民族自身が永遠に發展すべき民族でなければならないといふことを、十分に自覺することが必要である。また吾々日本民族は東亞共榮圈の確立、發展の指導者たる誇りと責務とを自覺するとともに、この責務を完全にはたすには、内地人口が質的にも、量的にも、ここで飛躍的に發展しなければならないのだといふことを十分に納得理解することが肝要である。

この吾々日本民族自身の自覺は、日本民族發展の基本的的前提である。これなくして百千の施設をなしても、人口政策確立要綱の目標とするところを實現することは、おそらく不可能であらう。右の要綱が吾々自身のこの民族的自覺を確立することを旨として、これを基本として計畫すべきことを定めてゐるのは、このためである。

<p>文部省推薦圖書だより</p> <p>◎ナチス獨逸の解剖(森川豊三著)著者は、ナチスが政權を獲得する前から獨逸に潛在してをつたので、ナチスの活動を目のあたりに見聞歸朝の上、一九三九年再度渡獨しナチス政權下のドイツの實相を觀察して最近歸られた人である。前半はヒトラーの生ひ立ちからその政權獲得までを後半はナチス獨逸の現状を述べてある。全體を通じて大獨逸政設に漸進してある人間ヒトラーの性格をよく描いてゐる。また二百枚程の寫眞も入つてゐるので、實に興味深く讀むことが出来る。(内定三七九頁 定價五十錢 発行東京帝國大學前田又兵衛書局 撰著者小石川豊三著 撰著者東京四八四四番)</p> <p>◎正法眼藏釋意(高田邦彦述) 本書は第一巻と第二巻の二冊であるが、第一巻は正法眼藏解説 道元禪師小傳 正法眼藏現成公案現成公案釋意の四編に分ち詳述。第二巻は益註釋書としての價値を發揮してゐるが、その内容は身心學道行佛威儀、正法眼藏側面假の三篇に分つて説いてある。</p> <p>◎日本美術(植山翠雲著) 我が國古代神社建築の一つの様式を示す住吉神社の建築の中に造り發展する我が國の美術精神を述べてゐる。以下建築、彫刻、繪畫の三章に分けて日本の美術を詳細に述べてゐる。(新四六頁一七八頁 定價三十九頁 第一卷四六頁 定價三九頁 第二卷三八六頁 定價三九頁 販賣東京帝國大學前田又兵衛書局 撰著者小石川豊三著 撰著者東京一九〇〇年)</p>	<p>◎帝室制度史(浦國學士院編纂) 本書は今までに四卷刊行されてゐて、文部省編纂國體の本義、參考書として有益なものである。學校教職員にお奨めする。(第一卷有料一至五頁 定價二五五錢 第二卷有料一七七頁 定價二五五錢 第三卷有料一五八頁 定價二五五錢 第四卷四八八頁 定價三五五錢 発行東京市神田書店二丁目六十一(ラルフ) 撰著者東京一九五七年)</p> <p>◎日本茶遺史(西原一三著) 本書は主として社會思潮と連關係して茶の湯の精神の發生、展開を平明懇切に敍述してゐる。敍述に資する良書としてお奨めしたい。(内定二五五頁 定價一四五錢 発行創元社 撰著者東京一五六五年)</p> <p>◎支那の家族制(諸橋徵次著) 本書は支那の家族制を詳細に婚姻、喪失、祭祀、宗廟、名字諱談、親屬、姓氏の七篇に分つて説いてゐる。近時支那の研究書の續出する中で、この方面を深く研究した勞作である。</p> <p>◎支那の宗教(植山翠雲著) 我が國古代神社建築の一つの様式を示す住吉神社の建築の中に造り發展する我が國の美術精神を述べてゐる。以下建築、彫刻、繪畫の三章に分けて日本の美術を詳細に述べてゐる。(新四六頁一七八頁 定價三十九頁 発行東京帝國大學前田又兵衛書局 撰著者小石川豊三著 撰著者東京一九〇〇年)</p>
---	--



効果が速くて、安全

これがからだ!
頭が痛い、重い、或は頭脳
が疲れてボンヤリすると云
ふ時には、スグとノーリン
をのんで下さい。
そして素早く軽い、ハツキ
リとした頭脳を取り戻し、元
氣一杯、聖戦下の職務に精
出してください。

ノーリンは頭痛を急速に止
めるると同時に脳腫脹とした
頭脳の疲労を恢復して、頭
をハツキリさせます。
而も常用すれば、日經の栄養
をよくし、心臓を強補しま
すから、日々頭脳を酷使す
る現代人必需の頭脳薬とし
て頗る好評です。

主頭脳疲労・頭痛内障礙
効めまげの精神萎弱
三十錢・五十錢・一圓
度にあり

御注意	申込所	定價	週報	
			内閣印刷局	外國便
▲本草書籍の場合は必ず「送報部別販賣」の旨を記入し、且つ右欄の該欄を記入せよ。 （若附五〇六頁 定價四四五錢 発行東京市神田書店一三三九〇番地）	東都書籍株式會社 （東京市神田川越町一ノ三三九〇番地）	一 部 五 錢	東京市神田川越町一ノ三三九〇番地	九ノ内三丁目十二番地
▲木製の茶器類は割れ易いので、運送に際しては、御注意を取らねばなりません。 （若附五〇六頁 定價四四五錢 発行東京市神田書店一三三九〇番地）	各書店・駅賣店	二 部 五 錢	東京市麹町区大手町	東京市麹町区大手町
▲本草を他へお送りの場合は郵便局別販賣へ （若附五〇六頁 定價四四五錢 発行東京市神田書店一三三九〇番地）		三 部 五 錢		

新日本製薬

新らし
い大き
な力が
東亞の天
地に生
れた！

一億の民
心が打つ
て一丸と
なり職
域奉公の
實を擧
げんとす
る秋レ
健康こそ
最大の資
本。

わかどとは
國民的栄
養剤として
多年健
康翼賛に
盡粹して
來た。

今こそ私
たちは、
結核に、胃腸病に、脚氣に、
栄養不全に、
全ての國民病を克服して、
この新らしい大きな力を
育てねばならない時だ！

適應症
結核、肺炎、肋膜炎、胃
腸カタル、胃酸過多、胃下垂、貧
血、脚氣、栄養不良、妊娠障碍等

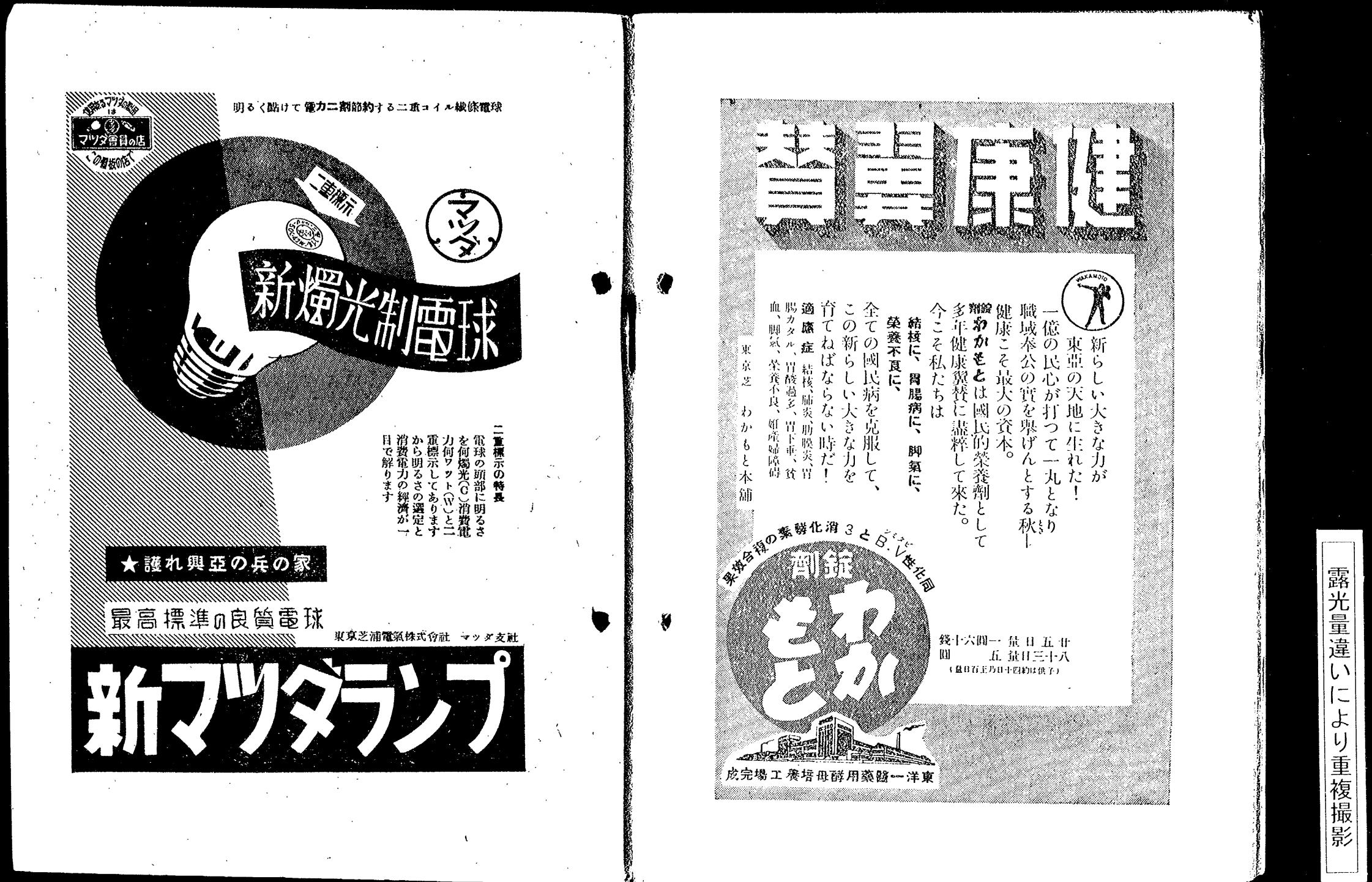
東京合資の新酵化消3とB.V.酵化同
社新酵化消3

わかど

錢十六圓一量 日五廿
圓 五量日三十八
(量日百至乃日十四約は供子)

成完場工養培母酵用藥醫一洋東

露光量違いにより重複撮影



週

報

昭和十一年十月一日第三種郵便物認可
昭和十六年二月十九日發行

内閣印刷局印刷發行



(判A5) 格規定國はさき大の書本)